

行橋市広域消費生活センター

消費生活センターニュース

令和4年3月号

狙われる！？18歳・19歳

民法が改正され、今年4月から**成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます**。これにより18、19歳の若者も、**親などの法定代理人の同意を得ずに、自分の意思でクレジットカードや自動車などの契約ができるよう**になります。

一方で、未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合に、契約を取り消すことができる権利は行使できなくなります。若者は、契約に関する知識や社会経験が少ないため、そこに付け込む、**成年に達したばかりの若者を狙う悪質な事業者は少なくありません**。

成年年齢の引き下げ後は、若者の消費者被害の拡大が懸念されます。その**契約が必要かどうかよく検討**することが大切です。

困ったなと思ったら消費生活センターに相談しましょう。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00



※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。